



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.4(117 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222087)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



117

八月十三日 大正ブリックに記す

沖繩の基地の地位について

昭和四三、八、六
アメリカ局長

「本土並み」の交渉について

1 五月二十七日沖繩に関する「継続的検討」の際、外務大臣は、返還後の基地の地位に関し、いわゆる「本土並み」がわが国世論の大勢である旨を客観的に説明した。

2 今後「継続的検討」を進めるに当つては、返還後の基地の地位がその核心になるわけであるが、返還交渉に際してわが方の出発点を「本土並み」として臨むことの可否については、左の諸点を考慮する必要がある。

(1) 日本を含む極東の安全保障の見地から、基地の地位は「本

秘 無期限
追加の号
の号

土並み」で差支えないとの判断があるか。

(2) 交渉の結果、仮に「本土並み」の結論に到達しなかつた場合、わが方として(1)交渉を打切つて施政権返還をしばらく見送るか、あるいは(2)「本土並み」以外の結論を引受ける用意があるか。

(3) このよりの交渉のわが対米関係全般に及ぼすべき影響いかん。

3 交渉技術上の観点からすれば、事が核及び基地の自由使用に關するものであるにかんがみ、特に前記(2)が問題である。すなわち、仮に「本土並み」で治らない場合、(1) 交渉を打切るとすれば施政権返還は遠のくこととなるのを

免れず、その結果は施政権返還運動を深刻化させるとともに、反米気運を助長することとなる。

(ロ) 「本土並み」以上にある種の自由を認めるとすれば、わが方にあらかじめその受入れの準備ができていなければならぬ。もし十分の準備なくして交渉の行がかり上受容れようとするれば国内に混乱を招来すべく、またかくして認められた「ある種の自由」は必要以上に対米攻撃の材料となるであろう。

(イ) 従つて、交渉成立の見通しのない限り「本土並み」をもつて交渉を開始することはなほだ危険であり、しからずして交渉を行なうとすれば、あらかじめわが方として受容れうる「ある種の自由」につき十分の準備を整えたる上、これを基

礎に交渉を開始すべきである。

二 基地の地位

1 施政権返還交渉の核心は基地の地位にあるが、日米間の交渉は、実質的には、米側の軍事的判断と沖縄問題の政治的諸条件に立脚するわが方の主張とをいかに調整するかという交渉となるであろう。この点に関し、米側は、夙に日本側において日本を含む極東の平和と安全維持のため沖縄基地がいかなる姿であることが日米双方にとり最大限の利益であるかについての判断がある筈であり、究極的には米国はこの判断に適應して行かなければならない立場にある、としていることは注目を要する。

2 基地の地位に関し、「本土並み」を超える問題は、核兵器の

持込み及び戦闘作戦行動のための自由使用の二点に関し、安保条約第六条の交換公文の事前協議をそのまま適用するや否やが中心的課題である。

事前協議は、本来その時の事態に則し承諾することあるべきことを前提としたものであるから、もし極東の安全のため沖縄の果している役割りに相応して、日本が遅滞なく承諾するであろうということであるならば、抑止力としての効果の点から多少の問題ありとするも、「本土並み」であつても差支えない筈である。この点に関し、安保条約改訂交渉に当り、米側が事前協議の交換公文に同意した際、米国の軍当局としては、米施政権下の沖縄基地の存在を考慮に入れていたのであると推測せ

ざるをえない。しかも新条約になつてからの事前協議に関する日本政府の立場は、と角米軍の行動を制約するいわゆる「歯止め」の議論であり、殊に核兵器に関しては、非核三原則からしていかなる事態に立至るも持込みを認めずという立場と解されるをえないので、米側がにわか「本土並み」を承諾することは判断し難い。

3 核兵器及び戦闘作戦行動に関する自由使用の問題は、抑止力の主体たる米国の側からみれば、いずれにしても完全な自由を最善とすべきことは論をまたない。また強いてその「本土並み」を要求するならば、米側は条約上の義務を果す手段を与えられないなら条約上の義務の免除を求めるのほかなしとの立場

をとることもありうべきところである。しかしながら、施政権返還のためには、この間にあつて前記二つの自由使用の問題についてなんらかの調整を検討する必要がある。

三 核兵器の問題

1 核兵器の進歩に伴つて沖縄に核兵器を配備する必要がなくなつてくるという説は、たとえばメーヌBのごとく、中長距離ミサイルについては妥当するであろうが、同時に戦術核兵器の歩は核兵器配備の必要を強める結果にもなると考えられる。今後沖縄の核の問題は、

- (イ) 沖縄自体を防衛するための戦術核兵器配備。
- (ロ) 局地戦用核兵器の貯蔵。

(イ) 核のオプションがあるという事実の抑止的効果。等にあると思われる。

2 わが方よりすれば、核兵器持込みに対する抵抗は当分きわめて強いものがあるべく、施政権返還に当り、明示的に核の存在を認めることはおそらく不可能である。従つて米側に対しては、「特殊の国民感情」の理由から「本土並み」を主張することとなるが、その際、米側は前記ロについては、非常事態における持込み承認についてのなんらかの保証を求めることが予想され、またロについて、果して核弾頭を一切配備せずとの点に応ずるや否やは最後まで問題になるかと思われる。

3 いずれにしても、わが方は非常事態における持込みに関して

事前協議の交換公文に加えてなんらかの保証を与え、常時配備は行なわないことを米側に説得する必要がある。

四 戦闘作戦行動のための自由使用

／ 沖縄は極東における有力なる前進発進基地の役割りを持つてゐるから、米側が事変勃発の際直ちにこれに即応して発進しうる自由を重視することは明らかである。現実の問題として米國が沖縄を戦闘作戦行動のための発進基地として最も重視してゐるのは、朝鮮半島において戦争突発の場合であると考えられる。台湾海峡において戦闘が起る場合が次に考えられよう。ワイエトナム戦争終結後はB五二による渡洋爆撃のような事態は可能性が少なくなると思われる。

2 以上のごとく極東において起りうべき事態を具体的に検討するならば、米側からすれば戦闘作戦行動について一々事前に協議するといひのでは戦力として、あるいは抑止力としても、十分の機能を果しえずとする場合もありうべく、またわが方よりしても、米軍の自由使用を当然に認める場合もありうるわけである。朝鮮半島の場合のごときはこれに該当するが、爾余の地域についても、突発事件に対する反撃の自由については十分考慮されなければならないであらう。もとよりありうべき事態をことごとく想定して、基地使用の態様を予定して行くことはきわめて困難であるが、米側との間におよその輪かくについて実質的合意を図り、これを事前協議の交換公文との関連において

適当な形にまとめる必要がある。

三 対米交渉について

1 / すでに述べたとおり、基地の地位の問題は、抑止力として必要な要請と、わが方の政治的要請の調整を図るところにあるので、沖縄返還がわが国民的要望であるとしても、政治的要請の故に軍事的要請を無視することはわが国にとって危険である。将来情勢変化に伴い「本土並み」の基本的方向を目指すとしても、差当り前記^三四のごとき調整がわが方として可能であるならば、これを基礎として返還を図ることがわが国自身の利益に即するところであると考えられる。

2 沖縄返還については、米国政府は夙に返還可能の日を待望す

るとしており、わが方が返還を可能ならしめるような提案を行なうことを期待しているものと観て差支えない。殊に最近の米国の傾向として、平和維持のための責任分担を期待し、さらにはヴェトナム以後におけるいわゆる孤立主義的傾向の胎動もある現在、わが方がいかなる態度をとつて行くにせよ、米国のこれらの事情も十分念頭において対処することが必要である。

3 沖縄の施政権返還後の日本を含む極東の安全保障に関しては、一九七〇年後の安保条約自体の安定ということが一段と重要となるべく、この点に関しては本土の基地問題の取扱いも大きな関連がある。この意味において沖縄返還問題解決には、わが方の日本及び極東の安全保障問題に対する積極的な姿勢が重要な要素となるであろう。